**別紙１**

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務委託

仕様書（案）

**１．業務の名称**

福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金受付・審査業務委託

**２．業務の目的**

燃料費高騰に伴う特別高圧電気料金高騰の影響を受けた県内中小企業等を支援するため、電力使用量に応じた支援を行う「福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金（以下、「支援金」という。）」を給付することにより、県内中小企業等の事業継続を支援することを目的とする

**３．委託の期間**

契約締結の日から令和７年７月３１日まで

**４．業務の内容**

（１）電子申請システム（ＷＥＢページ）の構築・運営等

・申請者が必要情報の入力に遺漏することの無いよう、十分に配慮した電子申請システムを令和７年２月２８日までに構築し、運用を開始すること

・電子申請システムについては、委託期間中、不具合により申請に支障をきたすことの無いよう、適切に管理運営を行うこと

・支援金の申請は電子申請を原則とするが、諸事情により発注者がやむを得ないと認める場合は、文書（紙）による申請もできるものとする

（２）専用窓口（コールセンター）の設置・運営等

・十分な人数のオペレーターを確保し、令和７年２月２８日までに開設のうえ、支援金に係る申請者等からの問合せに対応すること

・コールセンターの営業時間は、平日９時から１７時まで（土日・祝日を除く）とすること

・申請者等からの問合せに対して、オペレーターにより対応差が生じることの無いよう、応対マニュアルやQ&Aを作成のうえ、徹底すること

（３）受付・審査事務局（オペレーションセンター）の設置・運用等

・十分な人数の受付・審査担当者を確保し、令和７年３月１日までに開設すること

・審査は、申請を受理した日から7日以内に終えるものとする。但し、申請内容に不備若しくは疑義がある場合、又は審査能力を大幅に超過する申請がある場合は、この限りではない

・各担当者が円滑な受付・審査を行うよう、審査マニュアルやQ&Aを作成のうえ、徹底すること

・受付・審査には、申請者との文書収受、電話又は電子メールによる確認連絡等の調整業務を含むものとする

（４）「申請者受付簿」及び「給付対象事業者一覧」等の作成・提出

・申請書を受理した際は「申請者受付簿」に記載し、適宜発注者に提出すること

・審査が終了した申請者については、当該申請者に対する支援金給付に必要な情報等を取りまとめた「給付対象事業者一覧」を作成のうえ、適宜発注者に提出すること

（５）給付予定の通知

・「給付対象事業者一覧」の提出後、発注者が当該事業者への給付有無、給付額等を「給付対象事業者一覧」に追記するので、受注者は、追記された情報を踏まえ、申請者に給付予定を速やかに通知すること

（６）報告書等の作成・提出

・毎月末に申請受付件数、申請受付総額、審査完了件数、給付決定通知件数、給付総額等の当月の業務の進捗状況を取りまとめた「月次報告書（任意様式）」を作成のうえ、翌月５日までに発注者に提供すること

・上記に定める月次報告書のほか、業務の進捗把握に必要となるデータや、個々の申請者の申請内容等の情報提供について、発注者から求めがあったときは、受注者は速やかに対応するものとする

（７）その他業務の遂行において必要となる業務

**５．対象経費**

本業務における委託料の対象となる経費は、以下のとおりとする。なお、対象経費については、帳票及び証拠書類を備え、収支の状況を明らかにし、事業完了の日の属する年度の終了から５年間保存しなければならない

（１）人件費

（２）普通旅費（打合せや文書収受に係る交通費等）

（３）使用料（室料・コピー代・印刷代・インターネット利用料・機器レンタル料等）

（４）通信費（電話代・切手代・送料等）

（５）消耗品費（事務用品費・封筒代等）

（６）委託料（Webデザイン料・チラシデザイン料等）

（７）その他発注者が必要と認める経費

**６．留意事項**

（１）本業務の実施にあたっては、発注者が別に定める「福岡県中小企業等特別高圧受電契約者支援金給付要綱」を精読し、支援金の制度及び一連の手続等を熟知すること

（２）本業務は、発注者から申請者に支援金を給付する補助事業における事務の一部を委託するものであるため、「福岡県財務規則（昭和39年規則第23号）」及び「福岡県補助金等交付規則（昭和33年規則第5号）」に基づき、適正に処理される必要があることを認識すること

（３）本業務は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施する事業であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」の適用を受けることから、同法に基づき適正に処理される必要があることを認識すること

（４）本業務の実施にあたっては、前３項に記載する法律や規則以外の関係法令についてもこれを遵守するとともに、社会通念に反しない適切な対応を行うこと

（５）業務の過程において、不正申請等の犯罪行為又は違法行為等が疑われる場合は、受注者は速やかに発注者に報告のうえ、連携してこれに対応すること

（６）本業務の実施にあたって、受注者は各業務に従事する者の役割及び責任体制等を明確にしたうえで、発注者に説明すること